



広島県高等学校等奨学金予約奨学生募集の御案内

広島県教育委員会では、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、必要な経費の一部を貸し付ける「**広島県高等学校等奨学金**」制度を設けており、高校入学前の「**入学準備金**」又は入学後の「**修学奨学金**」の借受けを予約することができる「**予約募集**」を、中学校等3年生を対象に行います。

1 奨学金の内容

(1) 貸付額・時期等

貸付金の種類	貸付額	貸付時期	貸付期間	貸付利息
入学準備金	5万・10万・15万円の中から、選択した金額 ※国公立、自宅・自宅外の別は問わない	入学前（令和3年2～3月）に一括	—	無利息
修学奨学金（月額）	国公立 自宅 18,000 円、自宅外 23,000 円 私立 自宅 30,000 円、自宅外 35,000 円	入学後（令和3年5月以降（※））毎月	在学する学校の標準の修業年限	

(※) 4月分に通って貸し付けます。

(2) 償還

貸付終了の6か月後から貸付額に応じた年数で償還していただきます。

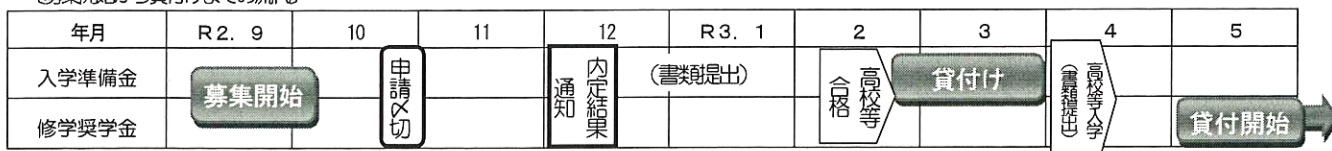
※ 高等学校等に在学中又は大学等に進学した場合は、申請により在学期間中の償還が猶予できます。

(3) 募集開始時期

令和2年9月16日（水）から

※ 入学準備金・修学奨学金の借受けを希望する場合は、在学する中学校等へ申し出て、詳しい案内・申請用紙等を受領してください。申請手続きは全て、在学する中学校等を通じて行っていただきます。
中学校等が定める期限内に所定の申請書等を中学校等へ提出してください。

[募集開始から貸付けまでの流れ]



2 応募資格

次の要件の①～⑤すべてを満たす方が対象となります。

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）へ進学しようとしていること。
- ② 保護者等が広島県内に住所を有すること。
- ③ 経済的理由により修学が困難であること。

申請者の属する世帯の父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

（4人世帯の例）給与収入：約665万円以下、給与以外所得：約291万円以下

※ 全収入額には、非課税収入（児童扶養手当、年金〔遺族年金等含む〕、失業給付金等）も含まれます。

※ 収入基準額は、家族構成等により異なります。（上記の収入金額は目安です。）

- ④ 学習状況が良好であること。
- ⑤ 同種の奨学金等を借り受け等していないこと。

修学奨学金は、次のものと同時に借り受け等することはできません。

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ・広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

入学準備金は、入学準備に係る同一の使途で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による就学支度資金又は生活福祉資金（教育支援資金のうち就学支度費）と同時に借り受けることはできません。（別の使途であれば、同時に借り受けることも可としています。）

御不明な点がある場合は、在学する中学校等又は下記へお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係 ☎ 082-513-4996

